

## CU三多摩ニュース No.36

2018. 7. 20 編集人 宮本 一

コミュニティユニオン東京三多摩協議会

〒185-0034 国分寺市光町 1-40-12

北多摩西教育会館内

Fax 042-571-1166/090-2247-1166

Email cu3tama@abeam.ocn.ne.jp

## CU東京・本部大会で三多摩の報告



7月1日、CU東京第10回定期大会が開かれ、三多摩協議会から大会議長に石川さん、尼崎さんと三宅が発言しました。

三多摩の労働相談の発展・駆け込み寺の役割を果たす事が最も重要な課題とし、討論に参加しました。

三多摩での相談は12人体制、1組3~4人で対応。相談員の精神的な負担を軽くし、1年間の相談件数は32人。内22人が組合に加入しました。また相談員のレベルアップも重視し、4回の学習と、一泊で労働法関係の勉強会も行いました。

第2は組織作りの重視です。この春の拡大月間では26人を拡大(目標23人)。大会時点で243人となりました。また昨年の多摩稲城分会に続き2月に清瀬東久留米分会が発足した事。分会を作るとそこに活動が生まれ、組合活動への参加者が増えています。7月の定期大会は250人を超える組織で迎えたいとの決意を伝えました。

第3に組合員の交流を活発にすることの重視です。交流の基礎は、CU三多摩ニュースです。毎月発行と全組合員への郵送を実施しています。また新春のつどいや、春の花見、地域の平和祭り参加などの交流に取り組みました。特に昨年は組合活動の確信を掴もうと、労働争議の報告交流会

を開き、解決した仲間の参加で成功しました。

三多摩での特徴は、相談員の確保や相談力の向上などすべて自力で培ってきたことです。引き続き奮闘し300人の組織作り、労働相談に力を尽くします。(書記長 三宅 記)

## 「働かせ放題」法の強行、廃止へ運動

### ○自民・公明両党が働き方改革一括法を強行

安倍政権と自民・公明両党は、2018年6月29日の参議院本会議で、日本維新の会などの協力で、一括法の成立を強行しました。

### ○過労死水準まで働かせても合法?

成立した一括法は、時間外労働の上限が1カ月100時間未満、月平均80時間を超えないとなっていますが、これは過労死認定の水準です。つまり、合法的に過労死ラインまで働かせることができます。仮に「1カ月100時間未満、月平均80時間」で過労死しても、法律を守った働き方として違法性は問われない可能性があるのです。

### ○残業代ゼロで働かせ放題の高プロ制度

今回成立した高プロフェッショナル制度は残業規制もなく、割増賃金も払わなくていいなど労働基準法の破壊ともいえる制度です。年間104日以上、かつ4週間を通じて4日以上の日を付与すれば24時間勤務を24日連続で命令しても合法となります。しかも、使用者は労働時間を把握する義務も免除され、実労働時間も記録されず、労災も残業代の支払いも請求できない仕組みになっています。

高プロ導入要件の一つに「対象労働者の同制度を受けることへの書面などでの同意」がありますが、使用者から同意を求められた時に労働者が拒否できるのかという疑問もあります。

また、対象が年収1,075万円以上となっていますが、経団連は、年収要件を400万円まで下げたいと表明。政府も財界の意を酌んで、サラリーマ

ンの平均年収まで引き下げを目論んでいます。

### ○悪法廃止に向けた取り組みを直ちに

その他、パート労働法改正（正規との格差を固定化）、雇用によらない働き方の拡大で、正社員の請負委託への置き換えを促進する「雇用対策法」の変質なども一括して決めています。

『働き方改革法』は日本の労働者から、労働者保護の規制を根こそぎ奪い、働かせ放題、使い捨て放題にする法律です。

法は成立しましたが、悪法の実施を阻止し、廃止させる取り組みはこれからです。政省令・指針を検討する労働政策審議会に向けた取り組み、悪法から職場を守る取り組み、悪法を廃止し本物の働き方改革を実現する取り組みを、ただちに開始しましょう。（副委員長 尼崎 記）

## 解決できた

### 看護学生の奨学金返済問題

AさんはB病院で看護助手として働きながら、看護師の資格を取るため、B病院の資金貸付制度を利用して看護学校で学び無事卒業しました。

Aさんはさらに正看護師の資格を得るため高看護学校での就学を希望。一年間フルタイムで仕事に専念することを望む病院側の合意が得られないまま受験し合格。病院側から高等看護学校は昼間の通学課程であり、「労働の提供ができない」と進学の断念か退職かの選択を強いられました。さらに退職するなら『奨学金貸与契約』の定めにより、貸付金約120万円を全額返済するよう迫られていました。

相談を受けた組合は団体交渉で、奨学金の貸与が①実質的に使用者が業務に関し技能養成、労働者確保のため一定期間勤務を約束させる場合には労働基準法16条違反。②貸付金返還規定が経済的足止め策として実質的に就労を強制すると

認められるときは同法14条違反となり無効であり返還の義務はないと主張。病院側は貸付契約に違法性はないと全額返金を求めましたが、Aさんが録音していた話し合いの経緯から16条、14条違反は明白として、円満解決を求めました。

結果はAさんがB病院に対し貸与を受けた額の3割を返還することで合意。Aさんには夏季賞与が支払われたことによりその負担は最小限で済みました。（北村 記）

### 清瀬東久留米分会駅宣を定例化

清瀬・東久留米分会は13日、9人が参加して清瀬駅北口で宣伝を実施しました。《こんにちは働く人の駆け込み寺、コミュニティユニオンです》のチラシとCUリーフを配りました。『8時間働いて生活できる時給1500円を』の横断幕が通行人の目を引き、チラシの受取りも良く、150枚が瞬く間になくなりました。

月一回の宣伝行動は定例化し、清瀬社保協や医療生協などと一緒に労働相談を行いたいと思っています。組合員50名以上を目標に、地域に存在感ある組合を目指したいと思っています。

（分会書記長 小野塚 記）

### 忙中閑有 野菜作りの畑に座る、人らし

き物体。農園に置いたカカシで、名は夢子。公民館が主催し受講者を募って行う、野菜づくり講座の畑。畑の堆肥置き場が荒らされ、



監視員？として最初に「夢作」を作成。次にお相手をと…。幼稚園児から「あれ何」。一服の清涼剤になってるのかな。

（宮本 記）